

資料2-5

資 料 (その5)

平成17年4月27日(水)

日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会
弁護士 宇都宮健児
弁護士 木村 達也
弁護士 三木 俊博
弁護士 新里 宏二

2005（平成17）年4月27日（水）

金融庁・貸金業制度等懇談会における
発言骨子

日弁連消費者問題対策委員会
委員長 三木俊博

1. はじめに

2. 金利規制・適正金利

*憲法第13条：全て国民は、個人として尊重される。生命、事由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

*憲法第25条：全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

①消費者信用は家庭生活に役立つものでなければならない。それを圧迫し歪めるものであってはならない。

②適正金利とは「消費者が収入の範囲内で無理なく返済できる金利」。消費者視点が第一義。

③科学的な/合理的な「コスト論」も不可欠。とは言え、それは第二義的。

④正当な/合理的な市場金利との連動性

3. アメリカ「金利輸出」の問題点

*アメリカでは、消費者金融はクレジットカード（キャッシング）が主流

*FDIC/Bank Trend論文：

http://www.fdic.gov/bank/analytical/bank/bt_9805.html

①1978年（昭和53年）連邦最高裁・マーケット事件決定=「金利輸出」の公認
→金利自由化

②個人破産の激増…2001（平成13）年で約150万人/人口約2億5千万人

③ペイディ・ローンまで「輸出」

4. 統一消費者信用法を

*日弁連・統一消費者信用法要綱案：2003（平成13）年8月21日

（1）上限金利を規制（貸付信用と販売信用で共通）

①過去の国内銀行貸出約定平均金利に連動する「連動制」の採用

②上限金利は、過去10年間の平均金利に6%を上乗せした数値

例えれば、10万円未満14%、10万円～100万円12%、100万円以上9%

③毎年1回、政令で上限金利を見直し

④違反契約は民事無効+刑事罰則

（2）過剰与信を規制

（3）個人保証の規制

（4）販売信用における共同責任

5. 不正利益の吐出しと被害回復

①五菱会事件の教訓

②利息制限法違反=過払い返還請求の徹底化

③吐出しに加え、それを全ての消費者の被害回復に

6. 終わりに

（参考資料）

1. 日弁連・適正金利論（1988年）
2. 日弁連・消費者信用情報訪米調査報告書（2003年）抜粋
2. 日弁連・クレジット・サラ金・商工ローン被害の救済と根絶に向けて（2000年）抜粋
3. 日弁連・犯罪収益の剥奪・犯罪被害回復制度の確立に向けての提言（2005年）
4. 日弁連・提出資料一覧表（2005年）

Bank Trends

Analysis of
Emerging Risks
in Banking

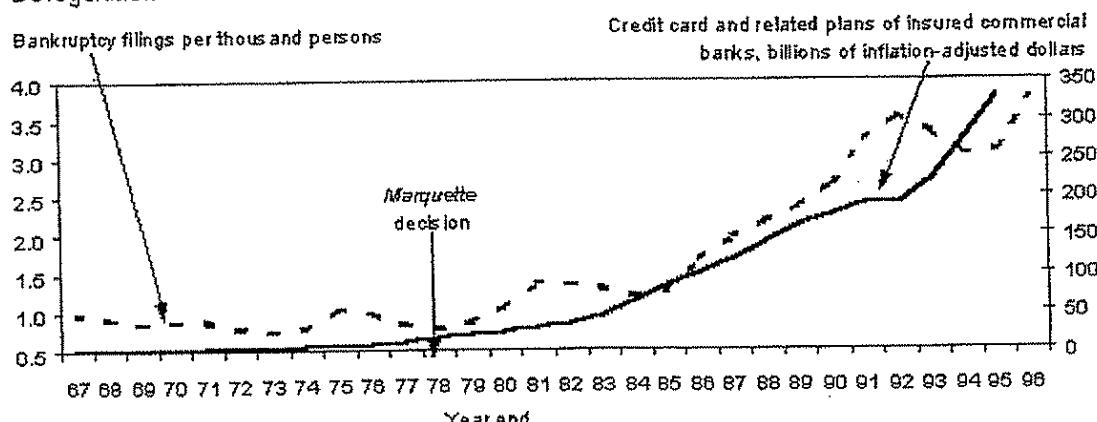
March, 1998
Number 98-05

Diane Ellis
(202) 898 - 8978
diellis@fdic.gov

The Effect of Consumer Interest Rate Deregulation on Credit Card Volumes, Charge-Offs, and the Personal Bankruptcy Rate

The rising level of credit card debt is often cited as one of the factors in the rising U.S. personal bankruptcy rate. Numerous theories have been advanced to explain the increases, including aggressive marketing by credit card issuers and a lack of discipline on the part of consumers. This paper argues that a 1978 Supreme Court decision ("Marquette") fundamentally altered the market for credit card loans in a way that significantly expanded the availability of credit and increased the average risk profile of borrowers. Marquette ushered in deregulation of usury ceilings on consumer interest rates by allowing lenders in a state with liberal usury ceilings to export those rates to consumers residing in states with more restrictive usury ceilings. The result was a substantial expansion in credit card availability, a reduction in average credit quality, and a secular increase in personal bankruptcies. The Canadian experience with bankruptcies supports this argument. This paper contends that a tightly regulated world, marked by restricted access to consumer credit and a low level of personal bankruptcies was exchanged for a deregulated world, marked by expanded access to consumer credit and a higher level of personal bankruptcies. This argument implies that a return to the bankruptcy rates and charge-off levels that prevailed in the early 1980s or before may be unlikely.

The Long-Term Rise in the Personal Bankruptcy Rate Started Shortly after Interest Rate Deregulation



Sources: Bank call reports, Administrative Office of the U.S. Courts, and Census Bureau

FDIC/Bank Trend論文：http://www.fdic.gov/bank/analytical/bank_bt_9805.html

FDIC（連邦預金保険機構）研究誌Bank Trend所収論文・冒頭サマリの和訳（訳者：三木）

クレジットカード（負債）残高・貸倒れ（支払不能）・個人破産率における消費者金利の自由化（規制緩和）の効果

米国での個人破産率の上昇要因の一つとして、よく、クレジットカード負債の増加が挙げられます。

これまでも、数多くの論説が、クレジットカード発行者が攻撃的な（aggressive）マーケティングを行っているからである、消費者側に自制（discipline）が欠けているからである等々、クレジットカード負債の増加の原因についての説明を試みてきました。

この論稿では、1978年の連邦最高裁の決定（マーケット（Marquette）事件決定）が、ある意味でクレジットの利用可能性を大幅に広げ、借り手が負う平均的なリスク（average risk profile of borrowers）を増加させたことによって、クレジットカードローン（消費者金融）の市場を抜本的に変えたのである、と言うことを論じています。

マーケット事件決定は、緩やかな金利規制（上限金利）を持つ州（state）の貸し手がその金利（高利）をより厳しい金利規制（上限金利）を持つ州（state）の消費者に「輸出」することによって、消費者金融における金利規制（上限金利）の規制緩和（自由化）を導きました。

その結果、クレジットカードの利用可能性は大きく広がる一方、平均的なクレジットの質（average credit quality）は悪くなつて、個人破産の継続的な増加がもたらされました。

個人破産の増減に関するカナダの経験もこの論稿の考察を支持しています。

この論稿は、これまで、厳しい金利規制によって消費者信用へのアクセスが限定されていて（その反面）個人破産の水準が低いことが特徴であった社会が、（マーケット事件決定以降）金利自由化によって消費者信用にアクセスしやすく（その反面）個人破産の水準が高いことが特徴となる社会へと、大きく変わったことを指摘しています。